

サービス利用料金表（契約書第8条参照）

下関市王喜本町6丁目1-12

王喜の郷ホームヘルプステーションいるか

TEL 083-283-2834 FAX 083-283-2060

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

●事業対象者・要支援の方

予防給付型 訪問サービス

サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定単位		
予防給付型11		(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき	
予防給付型11日割			日割	39	1日につき	
予防給付型12	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	2,349	1月につき	
予防給付型12日割			日割	77	1日につき	
予防給付型13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	3,727	1月につき	
予防給付型13日割			日割	123	1日につき	
予防給付型21	1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の予防給付型訪問サービスである場合	287単位	287	1回につき	
予防給付型22		(2) 生活援助が中心である場合	a 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位		179
予防給付型23			b 所要時間45分以上の場合	220単位		220
予防給付型短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163		
予防給付型同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算			
予防給付型初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき	
予防給付型処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算			

※月額報酬・・・身体介護もしくは身体介護と生活援助を組み合わせたサービスを介護予防支援サービス計画書に位置付けた場合算定します。

※標準的なサービス・・・身体介護もしくは身体介護と生活援助を組み合わせたサービスですが、使い方の例として、退院直後に集中的に利用する場合や曜日が週ごとに異なるなど不定期的に使う場合を想定しています。

※生活援助中心・・・生活援助(掃除、調理など)のみのサービス提供の場合は提供時間ごとの単位により回数単価算定します。月額報酬での算定はできません。

※短時間身体介護・・・20分未満で送迎の際の車の乗り降り補助など身体介護のサービス提供の場合、回数単価で算定します。

生活維持型 訪問サービス

(訪問)生活維持型 I	週1回程度(5回まで)	202単位×回数
(訪問)生活維持型 II	週2回程度(9回まで)	202単位×回数

※上記の記載金額は1割負担の利用者の場合の自己負担額です。2割、3割負担の方は2倍、3倍となります。

●要介護の方

・身体介護

単位数	
20分未満	163単位
20分以上30分未満	244単位
30分以上60分未満	387単位
60分以上90分未満	567単位
90分以上30分毎加算	82単位

・生活援助

単位数	
20分以上45分未満	179単位
45分以上	220単位

*各種加算

特定事業所加算 II	所定単位数×10%
処遇改善加算 I	所定単位数×24.5%

(端数処理四捨五入)

※上記の記載金額は1割負担の利用者の場合の自己負担額です。2割、3割負担の方は2倍、3倍となります。

○二人加算 利用者の同意のもと、訪問介護員が2名訪問した場合、単位数が倍の金額になります。

○初回訪問加算 200単位(円) サービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し、初回の月に訪問介護員と同行した場合に加算します。

○緊急時訪問介護加算 100単位(円) ※要支援(総合事業)の方は対象になりません。

利用者やその家族から要請を受け、サービス提供責任者が介護専門員と相談し、介護支援専門員が必要と認められた場合に指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

○同一建物減算 10% ケアハウス王喜の郷に入居の方が対象となります。

○早朝、深夜は対応しておりません。夜間は18:00~19:00のみ対応しています。

夜間18:00~22:00の時間帯のサービスについては所定単位数の1.25倍の金額になります。

○「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

○上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行う為に標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。